

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	カナレ電気株式会社			コード	5819
提出日	2020/3/4	異動（予定）日	2020/3/19		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会で社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	石井 秀明	社外取締役	○													○	新任	有
2	柳川 和英	社外取締役	○													○	新任	有
3	辻 重明	社外監査役	○													○		有
4	財田 洋一	社外監査役	○													○		有
5	三ツ目 純一郎	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		石井秀明氏は、大手事務機器メーカーの営業を経て、その関連会社において執行役員を務めるなど会社経営の豊富な経験を有しております。また、石井氏は東京証券取引所が独立性を確保するために規定する事由に現在及び過去においても全く該当せず、当社の独立役員として指定するに相応しいと判断するものであります。
2		柳川和英氏は、大手事務機器メーカーの営業を経て、その関連会社において執行役員を務めるなど会社経営の豊富な経験を有しております。また、柳川氏は東京証券取引所が独立性を確保するために規定する事由に現在及び過去においても全く該当せず、当社の独立役員として指定するに相応しいと判断するものであります。
3		辻重明氏は、大手電器メーカーの経理を経て、その関連会社において取締役を務めるなど監査役として十分な知見を有しております。また、当社製品販売先のグループ会社の出身ではありますが、そのシェアは4%未満です。以上から、当社の独立役員として指定するに相応しいと判断するものであります。
4		財田洋一氏は、大手電器メーカーの経理を経て、その関連会社において取締役を務めるなど監査役として十分な知見を有しております。また、当社製品販売先のグループ会社の出身ではありますが、そのシェアは4%未満です。以上から、当社の独立役員として指定するに相応しいと判断するものであります。
5		三ツ目純一郎氏は、大手コンピューターメーカーの経理を経て、その関連会社において取締役を務めるなど監査役として十分な知見を有しております。また、三ツ目氏は東京証券取引所が独立性を確保するために規定する事由に現在及び過去においても全く該当せず、当社の独立役員として指定するに相応しいと判断するものであります。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。